

# 第4章

## 母子・寡婦等の福祉

すべての母子家庭等の児童が、心身ともに健やかに育ち、また父母が健康で文化的な生活を営めるよう保障しようとする母子福祉の基本理念に基づき、本市においては種々の施策をすすめています。

現在、最近の景気の低迷の中で、児童の健全育成と生計維持という二重の責務を負っている母子家庭等にとっては、その生活は一層きびしいものがあると想像されます。これらの母子家庭等の福祉向上のためいろいろな施策をすすめています。

また、寡婦をとりまく環境も依然として経済的にも不安定な状態にあります。このような寡婦に対しても、資金の貸付を行い、経済的自立の援助を行っています。

## 1 母子父子相談・婦人相談

### (1) 母子父子自立支援員

母子父子自立支援員は、母子家庭等の相談に応じ、その自立に必要な指導を行っています。

#### ① 母子父子相談の概要

相談窓口	明石市児童福祉課
業務開始	昭和28年4月1日
相談員	2人（平成28年度まで婦人相談員兼務）
相談日	月～金曜日 9：00～17：00
相談事項	母子父子寡婦福祉資金等の貸付相談、子どもの教育、住宅等母子父子家庭での問題

#### ② 相談件数の推移

（単位：件）

年度	相談内容	生活一般	児童問題	生活援護	計
		・住宅問題 ・就職問題 ・その他	・教育 ・非行 ・その他	・母子父子寡婦福祉資金 ・その他	
平成26		427	304	252	983
平成27		113	144	115	372
平成28		65	183	78	326
平成29		158	237	187	582
平成30		110	138	168	416

### (2) 婦人相談員

婦人相談員は、配偶者やパートナーからの暴力全般に関する相談に応じ、必要な支援を行っています。

#### ① 婦人相談の概要

相談窓口	明石市配偶者暴力相談支援センター
業務開始	平成26年4月1日
相談員	3人
相談日	月～金曜日 8：55～17：40（祝日・年末年始を除く）
相談事項	配偶者やパートナーからの暴力全般

#### ② 相談件数の推移

（平成26年度から平成29年度は一般的な婦人相談の件数を含む）

（単位：件）

年度	件数
平成26	1,128
平成27	798
平成28	894
平成29	1,131
平成30	1,433

## 2 資金の貸付

母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子父子寡婦福祉資金は、兵庫県の貸付事業で、現在 12 種類あり、母子父子家庭・寡婦自立支援を目的とした制度です。

(資料編 P198 参照)

貸付件数等の推移 (単位: 件・円)

年 度	貸付決定件数	貸付決定金額
平成 26	1	400,000
平成 27	1	1,643,000
平成 28	2	1,296,000
平成 29	7	8,926,500
平成 30	5	10,062,000

## 3 福祉金

交通災害等遺児養育福祉金

### ① 対象となる人

明石市交通災害等遺児養育福祉金は、交通事故等により父母又はそのいずれかを失った小学校、中学校、特別支援学校に在学している 18 歳未満の児童を養育している明石市在住 6 か月以上の人に支給します。

### ② 福祉金の額

(単位: 人・円)

交通災害等遺児養育福祉金は、児童 1 人につき月額 2,000 円です。

年 度	対象延児童数	支給手当額
平成 26	126	252,000
平成 27	118	236,000
平成 28	96	192,000
平成 29	100	200,000
平成 30	72	144,000

## 4 ひとり親家庭生活向上事業

ひとり親家庭等は就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理や育児、自身の健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えています。これら生活一般に係る相談に家庭訪問等により応じて、ひとり親家庭等の不安や負担を軽減し、生活の向上を図ります。

### ① 支援内容

来所相談、電話相談及び家庭訪問型相談により、家計のやりくり、こどもの教育費や日常の困りごとについて相談に応じ、必要な助言や各種支援策の情報提供をするほか、専門機関への取次ぎ等を行います。

## 5 ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、家事サービスをはじめとした日常生活に関する支援を行います。

### ① 対象家庭

市内に居住の20歳未満の児童がいる母子・父子家庭または寡婦（夫）で、仕事や病気、家族の看病等により一時的に支援を必要とする家庭等、また、未就学児を養育している家庭で、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的な支援を必要とする家庭

### ② 支援内容

掃除・洗濯・生活必需品の買物・保育手伝い（3歳以上）・学童の送迎・児童の生活指導等

## 6 母子家庭等医療費の助成

母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童並びにこれに準ずる児童の保健の向上と、児童の健やかな成長を願い、医療費の一部（保険診療の自己負担分）を助成します。

### ○ 対象となる人

18歳以下（18歳到達後、最初の3月31日まで）の児童又は20歳未満で高等学校等に在学中の児童を扶養している、ひとり親家庭の父又は母、配偶者が心身障害により長期にわたって労働ができない父又は母及びその児童並びに両親のいない児童で、父又は母及び扶養義務者等の所得額が一定額未満であるとき。